

使用開始日
2026年7月9日

One ETF FTSE・サウジアラビア・ インデックス

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	株式 一般	年2回	中近東 (中東)	なし	その他 (FTSE Saudi Arabia (S) Index (円換算ベース、配当込み))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月8日に関東財務局長に提出しており、2026年7月9日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円
(2026年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

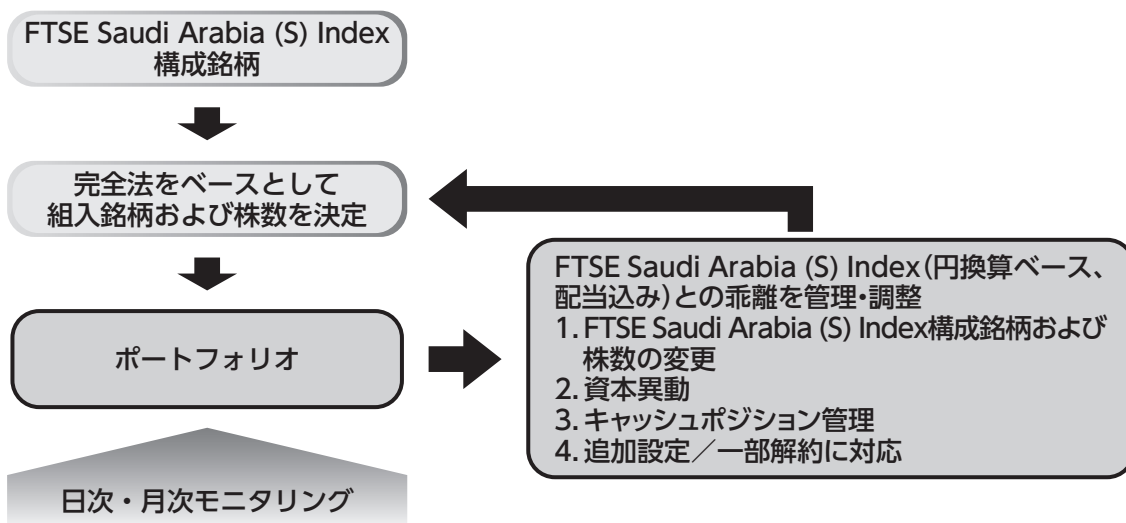
ファンドの目的

この投資信託は、FTSE Saudi Arabia (S) Index(円換算ベース、配当込み)に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 FTSE Saudi Arabia (S) Index(円換算ベース、配当込み) (以下「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。
 - 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。
- ※信託財産で保有する株式の貸付取引を行う場合があります。



- 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 対象指数に連動する投資成果をめざすため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。また、上場投資信託証券等に投資する場合があります。

FTSE Saudi Arabia (S) Indexとは

FTSE Saudi Arabia (S) Indexは、サウジアラビア株式の大型株銘柄および中型株銘柄で構成され、浮動株と外国人保有制限のどちらか低い金額に基づき算出される時価総額加重型の指数です。FTSE International Limitedが2012年6月15日を基準値1,000として算出・公表するものです。構成銘柄の定期見直しは原則として年2回(3月、9月)行われます。



ファンドの目的・特色

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - ・売買単位は1口単位です。
 - ・取引方法は原則として株式と同様です。
 - ・売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年4月、10月の各8日)に収益分配を行います。
分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

指数の著作権等

The One ETF FTSE Saudi Arabia Index (the "Fund") has been developed solely by Asset Management One Co., Ltd.. The "Fund" is not in any way connected to or sponsored, endorsed, sold or promoted by the London Stock Exchange Group plc and its group undertakings (collectively, the "LSE Group"). FTSE Russell is a trading name of certain of the LSE Group companies.

All rights in the FTSE Saudi Arabia (S) Index (the "Index") vest in the relevant LSE Group company which owns the Index. "FTSE®" is a trade mark of the relevant LSE Group company and is used by any other LSE Group company under license.

The Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. The LSE Group does not accept any liability whatsoever to any person arising out of (a) the use of, reliance on or any error in the Index or (b) investment in or operation of the Fund. The LSE Group makes no claim, prediction, warranty or representation either as to the results to be obtained from the Fund or the suitability of the Index for the purpose to which it is being put by Asset Management One Co., Ltd..

One ETF FTSE・サウジアラビア・インデックス(以下、「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社によって独自に組成されています。当ファンドは、London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業(総称して「LSEグループ」)とはいかなる形でも関係せず、またLSEグループにより、出資、保証、販売、または販売促進されるものではありません。FTSE Russellは、LSEグループの特定の企業が有する商号です。

FTSE Saudi Arabia (S) Index(以下、「当該インデックス」)に関する全ての権利は、当該インデックスを所有するLSEグループの関連する企業に帰属します。「FTSE®」はLSEグループの関連する企業の商標であり、ライセンスを受けて他のLSEグループの企業にも使用されています。

当該インデックスは、FTSE International Limitedもしくはその関連会社、代行業者、パートナー企業により算出されます。LSEグループは、何人に対しても(a)指数の使用、依拠、あるいは当該インデックスにおける誤謬、または(b)当ファンドへの投資もしくは運営に起因する責任を一切負いません。LSEグループは、当ファンドから得られる結果やアセットマネジメントOne株式会社が課す当ファンドの目的に対する当該インデックスの適合性について、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、新興国の株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドが投資を行う株式や通貨の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々の規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

当ファンドはサウジアラビアの株式に投資しますが、一般にサウジアラビア株式市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、株式市場制度において特有の規制が存在する他、様々な地政学的問題などから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。



投資リスク

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式に投資する場合、先進国の株式に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

＜サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点について＞

サウジアラビアの証券市場については、資本取引に対して制限が存在しており、これにより、運用上の制約を受ける場合があります。サウジアラビア資本市場庁(CMA)は外国人投資家に資本市場を開放しましたが、経済安定等のため、外資保有比率の制限等は引き続き存在することとなることにご留意ください。なお、今後、規制や制限が変更等になる可能性があり、場合によっては、当ファンドが掲げるファンドの目的の実現をめざした運用が困難となる可能性があります。

※サウジアラビア株式投資におけるリスクおよび留意点につきましては、主なリスク等について説明したものであり、すべてのリスク等を網羅したものではありません。

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドは、基準価額が対象指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄について、指数の算出方法ごとの評価価格若しくは構成銘柄異動のタイミングで取引できない場合があること
 - ・当ファンドと対象指数の個別銘柄毎の構成比率が完全に一致しないこと
 - ・追加設定時、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、信託財産に現金が発生すること
 - ・先物を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
 - ・信託報酬等のコスト負担があること
- 当ファンドの市場価格は、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と当ファンドの取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、基準価額から乖離することがあります。特に、当ファンドはサウジアラビアの金融商品取引所で取引される株式に投資しますので、サウジアラビアにおける休日等の影響で購入・換金の申込不可日が多くなっており、裁定が入りにくいことによる乖離のリスクが高まりやすい傾向にあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

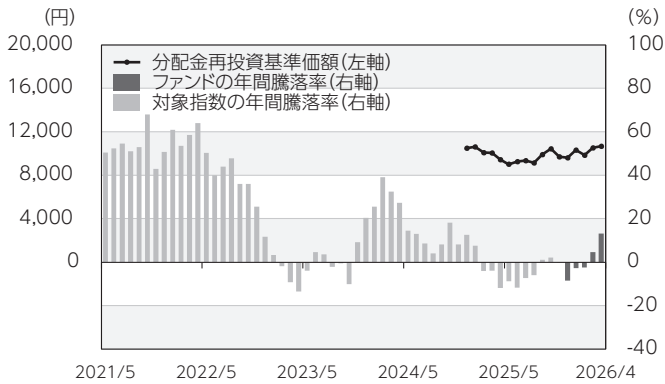
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



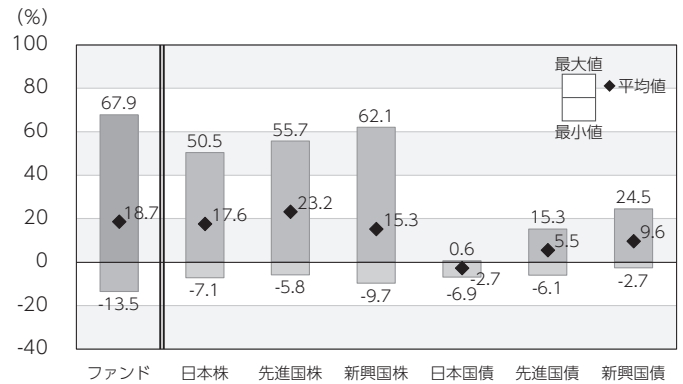
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2021年5月～2026年4月(2021年5月～2025年11月は対象指数のデータ)
代表的な資産クラス:2021年5月～2026年4月

- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象指数の年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。
- *対象指数算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *ファンドの対象指数はFTSE Saudi Arabia (S) Index (円換算ベース、配当込み)です。

- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象指数の年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。
- *対象指数算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2026年4月30日

基準価額・純資産の推移 《2024年12月4日～2026年4月30日》



※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。設定当初の投資元本は10,000円(1口当たり)です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2024年12月4日)

分配の推移(税引前)

2025年 4月	134円
2025年10月	194円
2026年 4月	54円
設定来累計	382円

※分配金は1口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	99.31
内 サウジアラビア	99.31
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	0.69
合計(純資産総額)	100.00

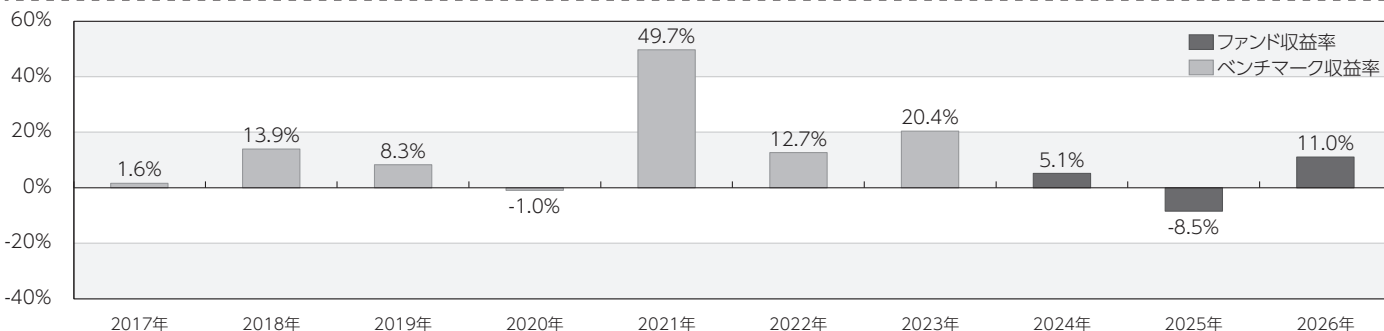
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	38.52
2	石油・ガス・消耗燃料	12.86
3	化学	9.58
4	金属・鉱業	6.68
5	各種電気通信サービス	6.25

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	AL RAJHI BANK	株式	サウジアラビア	銀行	15.41
2	SAUDI ARABIAN OIL CO	株式	サウジアラビア	石油・ガス・消耗燃料	12.39
3	THE SAUDI NATIONAL BANK	株式	サウジアラビア	銀行	8.79
4	SAUDI ARABIAN MINING CO	株式	サウジアラビア	金属・鉱業	6.68
5	SAUDI TELECOM CO	株式	サウジアラビア	各種電気通信サービス	6.25
6	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	株式	サウジアラビア	化学	4.16
7	RIYAD BANK	株式	サウジアラビア	銀行	3.14
8	ACWA POWER CO	株式	サウジアラビア	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.89
9	ALINMA BANK	株式	サウジアラビア	銀行	2.73
10	SAUDI BRITISH BANK	株式	サウジアラビア	銀行	2.58

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2023年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「FTSE Saudi Arabia (S) Index(円換算ベース、配当込み)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	10,000口以上10,000口単位(当初元本1口=10,000円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	10,000口以上10,000口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時40分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います(お申込みがこれを経過した場合は翌営業日受付とします。)
購 入 の 申 込 期 間	2026年7月9日から2027年1月8日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 申 込 不 可 日	原則として、以下のいずれかに該当する日には、購入のお申込みの受付を行いません。ただし、以下の①から④に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、購入のお申込みを受け付けることがあります。 ① 購入申込受付日が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき • 購入申込受付日当日から起算して、金曜日および土曜日を除く3暦日目の日までの期間にサウジアラビア証券取引所、サウジアラビアの銀行のいずれかの休業日に該当する日がある場合 • 購入申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く2暦日目の日から3暦日目の日までの期間にニューヨークの銀行の休業日に該当する日がある場合 • 購入申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く3暦日目の日までの期間に日本の営業日でない日がある場合 • 購入申込受付日当日が、信託財産の円滑運営の観点から委託会社が別途指定する日に該当する場合 ② 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) ③ ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ④ 上記①から③のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
換 金 申 込 不 可 日	原則として、以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。ただし、以下の①から④に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、換金のお申込みを受け付けることがあります。 ① 換金申込受付日が、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき • 換金申込受付日当日から起算して、金曜日および土曜日を除く4暦日目の日までの期間にサウジアラビア証券取引所、サウジアラビアの銀行のいずれかの休業日に該当する日がある場合 • 換金申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く4暦日目の日がニューヨークの銀行の休業日に該当する場合 • 換金申込受付日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く2暦日目の日が日本の営業日でない日に該当する場合 • 換金申込受付日当日が、信託財産の円滑運営の観点から委託会社が別途指定する日に該当する場合 ② 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) ③ ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ④ 上記①から③のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき



手続・手数料等

換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
受 益 権 の 買 取 り	販売会社は、以下の①②に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、②の場合の買取請求は、信託終了日の3営業日前までとします。 ① 取引所売買単位未満の振替受益権 ② 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信 託 期 間	無期限(2024年12月4日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・対象指数が廃止された場合 ・対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた約款の変更が書面決議により否決された場合 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・当初設定日より3年経過した日以降に受益権口数が20万口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年4月および10月の各8日
収 益 分 配	年2回の毎決算日に、収益配分方針に基づいて収益分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	作成しません。
課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購 入 時 手 数 料	販売会社が定める額 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	
換 金（買 取 り）時 手 数 料	販売会社が定める額 換金（買取り）時手数料は、換金または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運 用 管 理 費 用 （ 信 託 報 酬 ）	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.319%（税抜0.29%）以内の率*を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 *2026年7月8日現在は、 年率0.319%（税抜0.29%） になります。配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳（税抜）
	委託会社	年率0.25% 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	受託会社	年率0.04% 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価
	②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率*を乗じて得た額 *2026年7月8日現在は、 品貸料の49.5%（税抜45%）以内 になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用（信託報酬）として受け取ります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月8日現在） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。	
	また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。	
	・対象指数の商標使用料（2026年7月8日現在） 純資産総額に対して0.03% ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等	
	監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託（ETF）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託（ETF）の費用は表示しておりません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。